



福島医発第 1062 号 (地)
平成 26 年 7 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福島県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業」の実施について

今般、標記事業の実施に関する公募について、厚生労働省より日本医師会及び福島県保健医療介護部を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本事業は、別紙 1「平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費実施要綱」に記載されているとおり、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、厚生労働省「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン（平成 19 年）」に則って、

- ・人生の最終段階における相談員（看護師又は医療ソーシャルワーカー等）を配置し、患者からの相談にのり、必要に応じて関係者との調整を行う
- ・相談員を中心とした医師を含めた多職種による医療・ケアチームを編成する
- ・困難事例の相談などを行うため複数の専門家からなる臨床倫理委員会を設置する等の事業を行うことにより、人生の最終段階における適切な医療のあり方を探っていく

というものです。事業を行う医療機関は、別紙 2 のとおり、公募により選定されます。

公募で決定した実施医療機関と連携し、事業の進捗管理、評価を独立行政法人国立長寿医療研究センターが担いますが、同センターでは相談員の研修、研修プログラム改訂案作成等も担います。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本件につきましては、厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryou/saisyu_iryoku/) から閲覧可能となっております。
- 2) 本件に関するお問合せにつきましては、厚生労働省 医政局 指導課 在宅医療推進室 在宅医療係 (TEL: 03-5253-1111 (内線 2662)) までご照会下さい。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

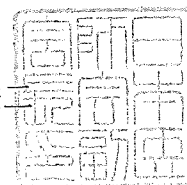
(庶63)

平成26年7月2日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会

副会長 松原 謙二



「平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業」の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省では、標記事業を実施することとし、別添の医政発 0625 第 18 号文書をもって、6 月 25 日に都道府県宛に通知しております。

本事業は、同文書の（別紙）「平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費実施要綱」にありますように、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、厚生労働省「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成19年）に則って、

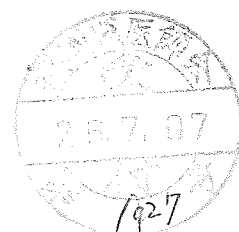
- ・人生の最終段階における相談員（看護師又は医療ソーシャルワーカー等）を配置し、患者からの相談にのり、必要に応じて関係者との調整を行う
 - ・相談員を中心とした医師を含めた多職種による医療・ケアチームを編成する
 - ・困難事例の相談などを行うため複数の専門家からなる臨床倫理委員会を設置する
- 等の事業を行うことにより、人生の最終段階における適切な医療のあり方を探っていくというものです。事業を行う医療機関は、医政発 0625 第 20 号文書にありますとおり、公募により選定されます。

公募で決定した実施医療機関と連携し、事業の進捗管理、評価を行うのが独立行政法人国立長寿医療研究センターで、同センターでは相談員の研修、研修プログラム改訂案作成等も担います。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件については、厚生労働省の下記 URL から閲覧することができます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/saisyuu_iryuu/index.html



「公印省略」

26医指第1247号

平成26年6月30日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課在宅医療係)

平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業の実施について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記事業について、厚生労働省から、別添写しのとおり事業実施に関する公募の通知がありましたので、貴会員への周知につき、ご配慮いただきますようお願いいたします。

また、実施要綱、交付要綱、公募要領、様式等については、厚生労働省ホームページ
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/saisyu_iryoku/index.html)に掲載されていますのでご参考ください。

なお詳しい公募内容については下記及び公募要領をご参照ください。

記

- 1 提出先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 医政局 指導課 在宅医療推進室 在宅医療係 あて
- 2 提出期限 平成26年7月25日（必着）
- 3 照会先 厚生労働省 医政局 指導課 在宅医療推進室 在宅医療係
TEL：03-5253-1111（内線2662）
FAX：03-3503-8562





事 務 連 絡

平成 26 年 6 月 27 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局指導課

在 宅 医 療 推 進 室

平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業の実施について

厚生労働省では、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療のあり方について検討し、その体制整備に資することを目的として、「平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業」を実施することとしました。本事業については、別添のとおり都道府県あて通知し、事業を担う医療機関を公募することとしておりますので、ご承知おきください。



医政発 0625 第 18 号
平成 26 年 6 月 25 日

都道府県知事・殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費の実施について

標記については、別紙「平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の医療機関等に対しては、貴職からこの旨周知されたい。

平成26年度 人生の最終段階における医療体制整備事業委託費実施要綱

1 目的

この事業は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成19年厚生労働省）に則って、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる委員会（以下、「臨床倫理委員会」という）の設置などを行うことによって、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

本事業の実施主体は、「平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施者公募要領」に基づき選定した医療機関（以下「事業実施者」という。）とする。

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

人生の最終段階の医療に関し十分な研究実績を有する研究機関又は医療機関であって、人生の最終段階の医療の提供に関して十分な実績を有する者として、独立行政法人国立長寿医療研究センターを実施主体とする。

3 事業内容

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

事業実施者は、以下に示す①～⑦の活動等を通して人生の最終段階における医療に係る適切な体制を整備する。

- ① 事業実施者は、当該医療機関において人生の最終段階における医療に係る相談等を行う相談員を1名以上選定し、国立長寿医療研究センターが実施する相談員研修に参加させること。相談員は看護師又は医療ソーシャルワーカー等とする。
- ② 当該医療機関における現状の人生の最終段階における医療に係る相談体制を踏まえ、課題の整理に基づき相談員の活動方針を決定すること。医療機関は、相談員が積極的に活動できるよう環境整備に努めること。
- ③ 相談員研修及び当該医療機関における活動方針に基づき、人生の最終段階にある患者に対して患者の意思を尊重した医療が提供できるよう相談支援を実施すること。

- ④ 国立長寿医療研究センターより受講した研修及び「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の内容について、医療機関の関係者等に対して伝達するための研修を実施するなどの普及に努めること。
- ⑤ 相談支援の実施においては、相談員を中心とした医師を含む多職種による医療・ケアチーム（歯科医師、薬剤師、管理栄養士など）で実施すること。また、医療内容の決定が困難な場合に、臨床倫理委員会を設置して協議すること。臨床倫理委員会は、施設長を委員長とすることが望ましい。
- ⑥ 地域の診療所や施設等と連携し、原則として退院後も患者についての情報共有等のフォローアップを行うこと。
- ⑦ 事業の実施に伴い、事業の評価に係る事項や患者からの相談事例等を定期的に、また求めに応じて国立長寿医療研究センターへ報告すること。また、相談員研修プログラムに関する意見を提出すること。

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

国立長寿医療研究センターは、以下に示す①～⑥を通して、3の（1）に掲げる事業の進捗管理、評価を行うとともに、相談員研修プログラムの改訂を行う。

- ① 「人生の最終段階における医療にかかる相談員の研修プログラム案を作成する研究」（平成25年度厚生労働科学特別研究事業）において作成された相談員研修プログラムの検討及び事業の評価のために、外部有識者を含めた委員会（以下「モニタリング委員会」という。）を設置すること。
- ② モニタリング委員会において、事業の評価方法を確立すること。評価の視点には、相談員の職種の違いや患者の意思決定プロセスに果たした役割、具体的な関わり方が明らかになるよう配慮すること。評価のための報告様式等の報告方法を定め、事業実施者に対して事業開始前に伝達すること。
- ③ 相談員研修プログラムに基づき、事業実施者の選定した相談員に対して相談員研修を実施すること。
 - ※ 研修内容においては、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」に準拠し、人生の最終段階の病態と対応する方法に関する基本的知識及びカウンセリングやコミュニケーション技法の基本を中心とした患者の意思決定を支援するプロセス等を含めること。
- ④ 事業実施者における相談支援の実施や臨床倫理に関する委員会の設置等にあたり、必要に応じて事業実施者からの相談に応じる等の支援を行うこと。
- ⑤ モニタリング委員会において、事業実施者の事業を把握し評価すること。
- ⑥ モニタリング委員会において、事業の評価を通じ、必要に応じて相談

員研修プログラムを改訂すること。

4 配置する職員

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保すること。

- ① 専ら従事する相談員（看護師、医療ソーシャルワーカー等であって、国立長寿医療研究センターが実施する所定の研修を受講した者）
- ② 相談員を中心とした医師を含めた多職種による医療・ケアチーム
- ③ 当該事業の事務を担う専任の職員

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

以下の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保すること。

- ① 当該事業を担当する医師
- ② 事業実施者からの相談に対応する相談窓口において、連絡調整を担う専任の職員

5 事業計画書等の提出

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

事業実施者は、別に厚生労働省が示す公募要領に定める期間内に、厚生労働省の定める様式の事業計画書その他厚生労働大臣が定める書類を厚生労働省に提出する。

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

国立長寿医療研究センターは、別に厚生労働省が示す期間内に、厚生労働省の定める様式の事業計画書その他厚生労働大臣が定める書類を厚生労働省に提出する。

6 事業報告書等の提出

(1) 人生の最終段階における医療体制整備事業

事業実施者は、事業終了後に国立長寿医療研究センターの定める様式により事業報告書を作成し、厚生労働省及び国立長寿医療研究センターに提出する。

(2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等

国立長寿医療研究センターは、事業実施者からの報告書の受領後に事業の評価及び相談員研修プログラムの改訂等に関する事業報告書を作成し、厚生労働省に提出する。

別 紙

平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 人生の最終段階における医療体制整備事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
^{労働省}

(交付の目的)

- 2 この事業は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる委員会の設置などを行うことによって、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 人生の最終段階における医療体制整備等事業
平成26年6月25日医政発0625第18号厚生労働省医政局長通知の別紙「平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、別途公募により選定された医療機関が行う人生の最終段階における医療体制整備等事業。
 - (2) 相談員研修プログラムの改訂案作成等
実施要綱に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う相談員研修プログラムの改訂案作成等を行う事業。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
人生の最終段階における医療体制整備等事業 4,298 千円	事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料）
相談員研修プログラムの改訂案作成等 7,177千円	事業の実施に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料）、委託費（上記の経費に該当するもの）

(委託費の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、委託事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第3号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この委託費の交付の申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、平成26年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
(施行後1ヶ月後目処)

(変更申請手続)

- 8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成27年1月30日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この委託費の事業実績報告書は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成27年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第 1 号様式

番号（なければ省略）

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名

独立行政法人国立長寿医療研究センター理事長

印

平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費
の交付申請について

標記について、次により委託費を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 委託費申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙 1）
- 3 事業計画書（別紙 2）
- 4 添付書類
 - （1）平成 26 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（当該委託事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

別紙1

経費所要額調書

(1) 所要額等

(委託事業者名)

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 ((D) と (E) の いずれか少ない方の額) (F)	委託費基本額 ((C) と (F) の いずれか少ない方の額) (G)	委託費所要額 (千円未満切り捨て) (H)
平成26年度 人生の最終段階における医療 体制整備事業委託費	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 支出予定額内訳

(委託事業者名:)

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
職 員 基 本 給 職 員 諸 手 当 非 常 勤 職 員 手 当 旅 費 庁 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 借 料 及 び 損 料 会 議 費 保 険 料	円	
合 計		

(2) 支出予定額内訳

(委託事業者名：国立長寿医療研究センター)

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
職 員 基 本 給 職 員 諸 手 当 非 常 勤 職 員 手 当 諸 謝 金 旅 費 庁 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 借 料 及 び 損 料 会 議 費 保 険 料 委 託 費 (上 記 の 経 費 に 該 当 す る も の)	円	
合 計		

事業計画書

- 1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号
- 2 事業内容

事業内容

事業計画書

- 1 独立行政法人国立長寿医療研究センター
愛知県大府市森岡町源吾 3 5
担当者名：〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇
電話番号： 〇 〇 - 〇 〇 - 〇 〇

2 事業内容

事業内容

第2号様式

番号（なければ省略）

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名

独立行政法人国立長寿医療研究センター理事長

印

平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費
の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号をもって交付決定を受
けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 委託費精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成26年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
（当該委託事業の決算額を備考欄に記入すること。）
 - （2）その他参考となる資料

經費精算額調書

(1) 支出済額等

(委託事業者名)

[illegible]

(2) 支出済額内訳

(委託事業者名 :

)

区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
職 員 基 本 給 職 員 諸 手 当 非 常 勤 職 員 手 当 旅 費 庁 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 借 料 及 び 損 料 会 議 費 保 険 料	円	
合 計		

(2) 支出済額内訳

(委託事業者名：国立長寿医療研究センター)

区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
職 員 基 本 給 職 員 諸 手 当 非 常 勤 職 員 手 当 諸 謝 金 旅 費 庁 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 借 料 及 び 損 料 会 議 費 保 険 料 委 託 費 (上 記 の 経 費 に 該 当 す る も の)	円	
合 計		

別紙 2

事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業内容

事業内容

事業実績報告書

- 1 独立行政法人国立長寿医療研究センター
愛知県大府市森岡町源吾 3 5
担当者名：〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇
電話番号： 〇 〇 - 〇 〇 - 〇 〇

2 事業内容

事業内容

第3号様式

番号（ない場合は省略）

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

委託事業者名

独立行政法人国立長寿医療研究センター理事長

印

平成26年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費について、平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱6（5）の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要委託費返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の精算の内訳書）



医政発 0625 第 20 号
平成 26 年 6 月 25 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業委託費の公募について

標記については、別添「平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業公募要領」を定め、平成 26 年 6 月 27 日から公募することとしたので通知する。

なお、貴管内の医療機関等に対しては、貴職からこの旨周知されたい。

平成 26 年度

人生の最終段階における医療体制整備事業実施者

公募要領

平成 26 年 6 月

厚生労働省

1 総則

人生の最終段階における医療について、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として、進めることが重要であります。

このため、平成19年に「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」をまとめ、周知を図っていますが、医療関係者に十分認知されているとは言えない状況である中（平成24年度 人生の最終段階における医療に関する意識調査）、人生の最終段階における医療に係るより充実した体制整備が強く求められています。

厚生労働省では、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するための適切な体制のあり方を検証するためのモデル事業を実施することにしたので、本事業を実施するにあたり、事業を実施する医療機関（以下「事業実施者」という。）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募をするものです。

2 事業の目的

この事業は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成19年厚生労働省）に則って、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる委員会（以下、「臨床倫理委員会」という。）の設置などを行うことによって、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資する事を目的とするものです。

3 事業内容

以下に示す①～⑦の活動等を通じて患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するための体制を構築していただきます。①～⑦の事業は全て実施していただく必要がありますが、事業目的に合致する事業を追加して盛り込むことは可能です。

事業の実施は、厚生労働省や本事業の進捗管理及び評価等を担う独立行政法人国立長寿医療研究センターとの緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であるとともに、実施状況を逐次報告する必要があります。また、厚生労働省や国立長寿医療研究センターに対し、事業の評価に必要なデータ等の提供や調査への協力などを行っていただく必要があります。

- ① 事業実施者は、当該医療機関において人生の最終段階における医療に係る相談等を行う相談員を1名以上選定し、国立長寿医療研究センターが

実施する相談員研修に参加させること。相談員は看護師又は医療ソーシャルワーカー等とする。

- ② 当該医療機関における現状の人生の最終段階における医療に係る相談体制を踏まえ、課題の整理に基づき相談員の活動方針を決定すること。医療機関は、相談員が積極的に活動できるよう環境整備に努めること。
- ③ 相談員研修及び当該医療機関における活動方針に基づき、人生の最終段階にある患者に対して患者の意思を尊重した医療が提供できるよう相談支援を実施すること。

(※) この事業については、相談員研修プログラムの有効性や事業の評価の観点から、予め各事業者に相談手順書を配布し、これに沿って実施していただくことを予定しています。(手順書については別添 1 参照)

- ④ 長寿医療研究センターより受講した研修及び「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の内容について、医療機関の関係者等に対して伝達するための研修を実施するなどの普及に努めること。
- ⑤ 相談支援の実施においては、相談員を中心とした医師を含む多職種(歯科医師、薬剤師、管理栄養士など)による医療・ケアチームで実施すること。また、医療内容の決定が困難な場合に、臨床倫理委員会を設置して協議すること。

(※) 診療所の場合は、臨床倫理委員会に準ずる対応が可能。

- ⑥ 地域の診療所や施設等と連携し、原則として退院後も患者についての情報共有等のフォローアップを行うこと。
- ⑦ 事業の実施に伴い、事業の評価に係る事項や患者からの相談事例等を定期的に、また求めに応じて国立長寿医療研究センターへ報告すること。また、相談員研修プログラムに関する意見を提出すること。

4 事業実施者に関する諸条件

- (1) 本事業の事業実施者は、次の条件を全て満たす医療機関とします。
 - ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
 - ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。
 - ③ 日本に拠点を有していること。
 - ④ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ⑤ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
- (2) (1) ①に掲げる組織、人員等とは、次の職員等を指すものとします。
 - ① 当該事業にかかる相談員として、人生の最終段階における意思決定支

援に専ら従事できる職員が1名以上（看護師、医療ソーシャルワーカー等であって、国立長寿医療研究センターが実施する所定の研修を受講した者）

② 当該事業の趣旨を理解し、相談員の考えを理解し、共感し、協力して事業の運営に関わる医師を含めた多職種で構成される医療・ケアチームの構成員

③ 連絡調整等を行うための事務職員

5 事業期間

事業期間は、事業実施者として選定された日から平成27年3月31日までとします。

6 事業実施者の評価等

（1）評価の方法

応募者は、別添2に掲げる応募書類記入要領・様式に従い、事業計画書を提出していただきます。

提出された事業計画書について、厚生労働省において事業計画書評価委員会を組織し、別添3に掲げる評価基準に基づき評価を行い、評価の高い者から順に、予算の範囲内で事業実施者として選定します。

なお、提出された事業計画書等の資料は返却しませんのでご了承ください。

（2）事業実施者の選定結果に係る通知等

選定結果については、書面でご連絡します。

事業実施者として選定された場合は、「平成26年度 人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱」等に基づき委託費の交付申請を行っていただきます。

7 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱としており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）など関係法令の規定によるほか、別に定める「平成26年度 人生の最終段階における医療体制整備事業委託費交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る委託費の交付については、4,298千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料）に限りますので、その他の一般管理費や諸経費などの経費は計上でき

ません。また、基準額を超えた金額については、事業実施者の負担となります。

8 応募方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 「平成 26 年度人生の最終段階における医療体制整備事業計画書」 10 部
- イ 事業実施者の概要が分かる資料 10 部
 - ・パンフレット等
 - ・直近より過去 3 年分の財務諸表
- ウ その他必要な資料 10 部

※ 事業計画書については、別に示す様式に沿って作成すること。また、作成に当たっては、別添 3 の評価基準に配慮しつつ作成すること。

(2) 提出期限

平成 26 年 7 月 25 日（必着）

(3) 提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室在宅医療係 あて

※ 原則として郵送によるものとし、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とすること。

※ 封筒の宛名面に「人生の最終段階における医療体制整備事業応募」と朱書きにより、明記すること。

9 本事業にかかる照会先

厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室在宅医療係

TEL：03-5253-1111（内線 2662）

FAX：03-3503-8562

人生の最終段階における医療提供体制整備事業手順書

1. 目的

この事業は、患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を実現するため、医療機関において、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成19年厚生労働省）に則って、患者の人生の最終段階における医療などに関する相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う相談員の配置や、困難事例の相談などを行うための複数の専門家からなる委員会（以下、「臨床倫理委員会」という）の設置などを行うことによって、人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を検討し、その体制整備に資することを目的とする。

2. 実施主体

「平成26年度人生の最終段階における医療体制整備事業実施者公募要領」に基づき選定された医療機関

3. 手順

（1）相談支援の対象となる患者・家族（以下対象者）の選定

- ・ 一つの病棟を選定し、事業の実施期間中、当該病棟の新規入院患者全員について意志決定支援の希望の有無についてスクリーニングを行う。
- ・ 国立長寿医療研究センターが設定したスクリーニング項目及びスクリーニングシートを活用する。

（2）対象者の相談支援へのつなげ方

- ・ 対象者に対し、担当医師より適切な情報の提供と説明を行い、医療行為の開始・不開始・医療行為の変更、医療行為の中止等を行った場合の予測される病状、状態像を説明する。
- ・ 説明後に担当医師より必要に応じて相談員を紹介する。
 - ① 対象者が相談支援を希望する場合
→相談員が対応
 - ② 対象者が相談を希望せず、医療・ケアチームも相談支援の必要がないと判断した場合
→対応不要

（3）相談支援の実施

- ・ 「終末期の決定プロセスに関するガイドライン」にそって、研修を受けた相談員が相談支援を実施する。

- ・ 実施に関しては、担当医師からの説明の内容、患者の意思決定能力の有無、家族の推定能力の有無、決定プロセスの妥当性を確認する。
- ・ 家族がいない場合および家族が判断を医療・ケアチームに委ねる場合、最善の治療方針を決定するために十分な話し合いがなされたか等を確認する。

（４）合意形成についての文書作成

対象者が意思決定を行い、その合意内容を文書にまとめる。必要に応じ対象者との相談を繰り返しながら合意形成をしていく。また対象者の意思が変化するものであることに留意し、その内容を文書に記す。

（５）臨床倫理委員会の活用

医療・ケアチームでの決定が困難であると判断された場合は、臨床倫理委員会で検討する。

（※）診療所の場合は、臨床倫理委員会に準ずる対応が可能。

（６）対象者の意思の反映状況の確認

- ・ 決定内容の実施状況を確認する。
- ・ 退院の転帰を確認し、対象者の了解を得て退院後の連携先への合内容の引き継ぎを行う。その時に対象者に今後も連絡を取り合う了解を得る。
- ・ 相談支援終了時に、合意内容の実施状況の確認を行う。

（７）事業評価等の実施

対象病棟入院患者数、相談希望人数、相談支援実施数、相談内容（相談事例）、臨床倫理委員会の活用状況、対象者の意志の反映状況、患者の満足度等についてまとめ、国立長寿医療研究センターに報告する。（報告内容については検討中）

注）現時点での案であり、今後変更があり得る。

**平成 26 年度 人生の最終段階における医療体制整備事業
応募書類記入要領・様式**

(留意点)

- ・すべての項目を記入してください
- ・用紙サイズは A 4 両面を基本としてください。
- ・必要に応じて記入した内容の詳細を説明する資料を添付してください。
- ・資料の枚数は制限しませんが、本文の参考資料という位置づけにして、過度な資料の添付は避けてください。
- ・採択された場合は、本事業計画書に従い事業を実施していただくことになりますので、実現可能な内容としてください。
- ・採択後、事業内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取消等となる場合がありますのでご注意ください。
- ・様式中の斜字体は記載内容の説明であるため、提出時には削除してください。
- ・支出予定額の作成にあたっては、公募要領 7（本事業に係る委託費の交付について）に留意してください。

(様式)

番号 (公文書の番号等)

日付

平成 2 6 年度人生の最終段階における医療体制整備事業計画書等

申請者名 ○○○○ 印 (※開設者による申請としてください)

医療機関名 ○○○○

連絡先 所 属

役 職

氏 名

所在地

T E L △△-△△△△-△△△△ (代表) 内線△△△△

F A X △△-△△△△-△△△△

e-mail * * * * @ * * * * * * *

I. 人生の最終段階における医療体制整備事業計画

1. 人生の最終段階における医療に係る相談体制についての当該医療機関の課題と活動方針、目標等について
2. 組織、人員体制について
1) 組織について
事業の担当部署、補助金の事務処理等を行う経理部門、下記の相談員や医療・ケアチームの所属等について、組織図を示して記載してください。（別添で組織図等の添付でも可）
2) 相談員について
相談員として活動してもらう職員について、その推薦理由を記載してください。（氏名等の個人情報不要）。 例：コミュニケーション技術や医療倫理の理解に優れている、相談支援の経験がある等。
3) 相談員を中心とした医療・ケアチームについて
相談員とともに活動する多職種による医療・ケアチームメンバーについて、具体的な人数や職種及び当該メンバーの推薦理由を記載してください。（氏名等の個人情報不要）。
4) 臨床倫理委員会について
臨床倫理委員会のメンバー構成、委員会の運営等について具体的に記載してください。（設置要綱等があれば添付してください）
3. 予定している事業内容
予定している事業内容について具体的に記載してください。（相談対象者、相談方法、評価方法、院内研修（終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン含む）、地域連携等） なお、実施要綱3（1）③に掲げる相談支援については、相談員研修プログラムの有効性や事業の評価の観点から予め各事業者に相談手順書を配布し、これに沿って実施していただくことを予定しています。事業内容の記載にあたっては、この点を考慮した上で記載してください。

Ⅱ. 人生の最終段階における医療に係る相談体制の実績等

◆ 既に実施している事項について□にチェックをしてください。

- (1) ☐ 意思決定支援に関するマニュアルを整備している。(相談対応に関するマニュアルで可)
- (2) ☐ 意思表示の書面(代理人指定、リビングウィル・事前指示書、アドバンスケアプランニング等)を様式化している。
- (3) ☐ クリティカルパスの中に意思決定支援を位置づけている。(生活状況、病歴聴取時に「今後の希望」を聞く項目があれば可)
- (4) ☐ 患者が相談を希望する場合の相談体制がある。
- (5) ☐ 職員に対する意思決定支援に関する研修を実施している。
- (6) ☐ 患者の意思決定に関するチームカンファレンスを開催している。
- (7) ☐ 困難事例や倫理的な問題について、医療・ケアチームの相談を受け、活動の助言、支援をする支援チームまたは支援スタッフがいる。
- (8) ☐ 患者の希望について、患者の了解のもとに地域の在宅医療を担う医療機関や施設と共有している。
- (9) ☐ 独自の取組
()

◆ (1)～(8)のうち、アピールしたい取組について、具体的に記載してください。

Ⅲ. 施設長及び相談員、医療・ケアチームの医師の見解について

1. 施設長への質問

相談員、医療・ケアチームが活動しやすい環境整備をどのように行うか、施設長のお考えを述べてください。また意思決定支援に係る施設長のお考えを述べてください。

2. 相談員、医療・ケアチーム医師それぞれへの質問

「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成19年厚生労働省）の解釈の難しい点、限界について、相談員、医療・ケアチームの医師それぞれのお考えを実例を交えながら述べて下さい。

- ・意思決定能力は低下しているものの、内容によっては、ある程度の意思決定が可能で、相談員のサポートが必要な患者・ご家族に対する支援の在り方について
- ・患者意思と医学的判断に乖離が生じた場合、患者意思と家族の意向に乖離が生じた場合の支援の在り方について等

支出予定額

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
人生の最終段階における 医療体制整備等事業 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 旅費 庁費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料 会議費 保険料		円	円	
合 計				

人生最終段階における医療体制整備事業 事業計画書評価基準

評価内容	評価項目	評価基準	評価点		
			A	B	C
Ⅰ. 人生の最終段階における医療体制整備等事業計画 (40点)	相談体制についての課題と活動方針、目標等	A: 課題が明確で達成可能な目標が設定がされている B: 目標が設定されている C: 目標が設定されているが漠然としている	5	3	1
	組織について	A: 事業を適切に遂行することができる組織体制である B: 事業を遂行することができる組織体制である C: 事業を遂行するためには課題がある組織である	5	3	1
	相談員について	A: 相談員に専門知識および経験が十分あり、本事業に大きく貢献する B: 相談員に専門知識および経験があり、本事業に貢献する C: 相談員に専門知識および経験があまりなく、本事業に貢献できるか不明である。	5	3	1
	相談員を中心とした医療・ケアチームについて(医師は必須、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、医療ソーシャルワーカー等)	A: チームメンバーに4職種を含み、かつ専門知識および経験が十分あり、本事業に大きく貢献する B: チームメンバーに3職種を含み、かつ専門知識および経験があり、本事業に貢献する C: チームメンバーに3職種を含むが、専門知識および経験があまりなく、本事業に貢献できるか不明である。	5	3	1
	臨床倫理委員会について(診療所の場合は臨床倫理委員会に準ずる対応が可能である)	A: 臨床倫理的な問題にも対応できる倫理委員会がある B: 倫理委員会がある C: 倫理委員会はないが、今後設置予定である	5	3	1
	予定している事業内容	実施要綱に掲げる事業目的に照らし有用な内容であるか (注) 評価点は、以下の指標を参考としつつ、0点～15点の範囲で評価者が自由に採点 ・非常に有用な提案がなされている(15点) ・有用な提案がなされている(10点程度) ・あまり有用な提案とは言えない(5点程度)			
評価内容	評価項目	評価基準	評価点		
			有	無	
Ⅱ. 人生の最終段階における医療に係る相談体制の実績等 (20点)	1) 意思決定支援に関するマニュアルを整備している。(相談対応に関するマニュアルで可)	整備済み	1	0	
	2) 意思表示の書面(代理人指定、リビングウィル・事前指示書、アドバンスケアプランニング等)を様式化している。	様式あり	1	0	
	3) クリティカルパスの中に意思決定支援を位置づけている。(生活状況、病歴聴取時に「今後の希望」を聞く項目があれば可)	位置づけあり	1	0	
	4) 患者が相談を希望する場合の相談体制がある。	相談体制あり	1	0	
	5) 職員に対する意思決定支援に関する研修を実施している。	研修実施あり	1	0	
	6) 患者の意思決定に関するチームカンファレンスを開催している。	チームカンファレンスあり	1	0	
	7) 困難事例や倫理的な問題について助言できる医療・ケアチーム以外の支援チーム等がある。	支援チーム等あり	1	0	
	8) 患者の希望について、患者の了解のもとに地域の在宅医療を担う医療機関や施設と共有している。	他機関との共有	1	0	
	(9) 独自の取組	独自の取組がある	1	0	
	(1)～(8)のうちアピールしたい取組について	充実した相談体制を構築するために有用な取組であるか (注) 評価点は、以下の指標を参考としつつ、0点～11点の範囲で評価者が自由に採点 ・非常に有用な取組が行われている(11点) ・有用な取組が行われている(8点程度) ・あまり有用な取り組みとは言えない(5点程度)			

評価内容	評価項目	評価基準	評価点
Ⅲ. 施設長 及び相談 員、医療・ケ アチームの 医師の見解 について (40点)	相談員、医療・ケアチームが活動しやすい 環境整備に関する施設長の考え方	人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を 検討するという事業の趣旨に照らし、有用な考え方である か。 (注)評価点は、以下の指標を参考としつつ、 <u>0点～20点</u> の範 囲で評価者が自由に採点 非常に有用な考え方が記載されている(20点) 有用な考え方が記載されている(10点程度) あまり有用な考え方とはいえない(5点程度)	
	「終末期医療の決定プロセスに関するガイ ドライン」の解釈の難しい点、問題点、限界 について、相談員全員と医療・ケアチーム 医師の考え	人生の最終段階における医療に係る適切な体制のあり方を 検討するという事業の趣旨に照らし、有用な記載がなれてい るか。 (注)評価点は、以下の指標を参考としつつ、 <u>0点～20点</u> の範 囲で評価者が自由に採点 非常に有用な内容が記載されている(20点) 有用な内容が記載されている(10点程度) あまり有用な内容とはいえない(5点程度)	